

審査基準整理票

処分名	漏水による下水道使用料の減免		
根拠法令名	大津市下水道条例 (昭和43年条例第36号)	(条項) 第16条	
基準法令名	大津市下水道条例施行規程 (平成22年企業局管理規程第3号)	(条項) 第17条	
所管部署	企業局企業総務部料金収納課計量検針グループ		
標準処理期間	120日	法定処理期間	—
【審査基準】 ・文書の名称【大津市汚水排出量の認定及び下水道使用料の減免に関する取扱要領】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
参考			
【根拠法令】 大津市下水道条例 (汚水排出量の算定等) 第16号 水道水を使用した場合における汚水の排出量は、水道水の使用水量により算定する。 ただし、公営企業管理者が必要と認めるときは、当該使用水量によらないでこれを認定することができる。			
【基準法令】 大津市下水道条例施行規程 (使用料減免の申請) 第17条 条例第21条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公営企業管理者が別に定める様式による申請書を提出しなければならない。			
[大津市汚水排出量の認定及び下水道使用料の減免に関する取扱要領] (公共下水道に排除されない水の使用状況等の申告等) 第2条 使用者は、条例第16条第1項ただし書及び同条第5項に規定する認定（水道水（条例第16条第2項又は同条第3項の規定により、水道水以外の水を使用して公共下水道へ排除する場合は、その水を含む。以下同じ。）の使用水量から公共下水道に排除されない水を減量して汚水の排出量を認定するものに限る。以下「減量認定」という。）を受けようとするときは、公共下水道に排除されない水量を証明する計測装置（以下「計測装置」という。）を設置しなければならない。 5 前4項の規定にかかわらず、給水装置等の異常による漏水のために公共下水道に排除されない水量の認定（以下「漏水による認定」という。）を受けようとするときは、漏水による認定申請書(様式第3号)により、公営企業管理者へ申請しなければならない。			

(減量認定の方法)

第4条 第2条第1項の規定により計測装置を設置した使用者は、減量認定を受けるため、その検針した水量を、毎月、公営企業管理者に報告しなければならない。

3 第2条第5項に規定する漏水による認定の方法については、大津市水道水量認定要領第4条及び第7条から第9条までの規定の例による。ただし、これにより難しいときは、公営企業管理者が別に定める。

(使用料の減免の申請書)

第5条 規程第17条に規定する申請書は、公共下水道使用料減免申請書(様式第4号)とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。